（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第六条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（乗船履歴の証明） **第三十二条**　乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。 一　船員手帳、船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項ただし書に規定する書面又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳等記載事項証明 二・三　（略） 2・3　（略）	（乗船履歴の証明） **第三十二条**　乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。 一　船員手帳又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳記載事項証明 二・三　（略） 2・3　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	改正前
（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	船員法（昭和二十二年法律第百号）
第十八条第一項（同項第一号から第三号までに掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書並びに船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号及び第二号イに掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第三十六条第三項、第五十八条の二、第六十七条第一項並びに第八十三条の八及び第八十三条の九第一項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の八、第百条の十九第一項、第百条の二十七並びに第百十三条第一項及び第二項	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第八十三条の九第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
第三条の二十第一項、第十条第四項及び第五項、第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項、第四十二条、第四十五条第二項並びに第五十二条の二（第五十二条の五において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の九第一項並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の	船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号） 第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）